

## 1 財政健全化法の概要

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、地方公共団体は、毎年度決算時に健全化判断比率および資金不足比率(以下「健全化判断比率等」といいます。)を算定することが義務付けられました。

この法律は、健全化判断比率等の公表制度を設け、その比率に応じて財政の早期健全化および財政の再生等に必要なる行財政の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的としています。

健全化判断比率等のいずれかが基準以上の場合は、議会の議決を経て、財政健全化計画等を策定し、計画的に健全化に向けて取り組まなければなりません。

健全化判断比率等の公表は平成20年度(平成19年度決算)から、また、財政健全化計画等策定の義務付けは、平成21年度(平成20年度決算)から適用されます。

## 2 各比率の基準

比率の名称		早期健全化基準	財政再生基準	経営健全化基準
健全化判断比率	実質赤字比率	財政規模に応じ 11.25 ~ 15.00%	20.00%	
	連結実質赤字比率	財政規模に応じ 16.25 ~ 20.00%	30.00%	
	実質公債費比率	25.0%	35.0%	
	将来負担比率	350.0%		
資金不足比率				20.0%

連結実質赤字比率の財政再生基準は3年間の経過措置(市町村は40% 40% 35%)があり、平成23年度決算より30%となります。

### 早期健全化基準

健全化判断比率(4指標)のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て、財政の状況が悪化した要因の分析を踏まえ、必要最小限度の期間内に、実質赤字比率は実質赤字を解消すること、他の3つの健全化判断比率は早期健全化基準未滿とすることを目標として「財政健全化計画」を定め、速やかに公表するとともに、総務大臣、県知事へ報告しなければならないこととされています。

## 財政再生基準

健全化判断比率(将来負担比率を除いた3指標)のうちいずれかが財政再生基準以上の場合には、議会の議決を経て、財政の状況が著しく悪化した要因の分析を踏まえ、必要最小限度の期間内に、実質赤字比率は実質赤字を解消すること、他の3つの健全化判断比率は早期健全化基準未満とすること等を目標として「財政再生計画」を定め、速やかに公表するとともに、総務大臣へ報告しなければならないこととされています。

また、「財政再生計画」は、総務大臣に協議し、その同意を求めることができることとされ、「財政再生計画」に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業費の財源とする場合等を除き、地方債を発行することができません。

## 経営健全化基準

資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は、当該公営企業の経営の状況が悪化した要因の分析を踏まえ、必要最小限度の期間内に、資金不足比率を経営健全化基準未満とすることを目標として「経営健全化計画」を定め、速やかに公表するとともに、総務大臣、県知事へ報告しなければならないこととされています。

## 3 各比率の概要

**実質赤字比率：** 福祉、教育、まちづくり等を行う一般会計等の実質的な赤字額が、標準的な収入に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標(財政運営の深刻度を示す)

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

一般会計等：公営事業会計以外のもの。  
坂出市の場合、一般会計、葬祭事業特別会計、王越診療所特別会計、都市開発資金事業特別会計、公共用地先行取得事業特別会計を指す

**連結実質赤字比率：** 全会計の実質的な赤字額が、標準的な収入に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標(地方公共団体全体としての運営の深刻度を示す)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

連結実質赤字額：全会計の赤字額(資金不足額)から黒字額(資金剰余額)を引いた額

実質公債費比率：一般会計等の実質的な借入金の返済額が、標準的な収入に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標(資金繰りの危険度を示す)

$$\text{実質公債費比率 (3ヵ年平均)} = \frac{\text{地方債の元利償還金等} - (\text{特定財源} + \text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額})}$$

地方債の元利償還金等：一般会計等の地方債償還だけでなく、一般会計等の繰出金のうち公営企業債の償還に充てたものを含む

特定財源：地方債の償還に充当される使用料収入など

元利償還金等に係る基準財政需要額算入額：地方債の元利償還金等のうち、地方交付税の基準財政需要額に算入されるものがあるため、その分を分子、分母双方から差し引く

将来負担比率：一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の残高が、標準的な収入に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標(将来負担の程度を示す)

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額})}$$

将来負担額：一般会計等の地方債現在高、公営企業債のうち一般会計等からの負担見込額、一般会計等が負担する見込みの職員退職手当支給予定額、土地開発公社への負担見込額など

資金不足比率：各公営企業の資金不足額が、事業の規模に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標(経営状況の深刻度を示す)

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金の不足額：一般会計等の実質赤字額に相当するもの

$$\begin{array}{l} \text{(法適用企業)} \\ \text{資金不足比率} = \end{array} \frac{\begin{array}{l} \text{(流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるため発行した} \\ \text{地方債現在高 - 流動資産) - 解消可能不足額} \end{array}}{\text{営業収益の額 - 受託工事収益の額}}$$

$$\begin{array}{l} \text{(法非適用企業)} \\ \text{資金不足比率} = \end{array} \frac{\begin{array}{l} \text{(繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費} \\ \text{の財源に充てるため発行した地方債現在高) - 解消可能不足額} \end{array}}{\text{営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額}}$$

解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額